

防災・減災、強靱化など推進

政府骨太の方針骨子案

政府の経済財政諮問会議（議長・石破茂首相）は26日、2025年度予算編成方針などを示す「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の骨子案を議論した。骨子案には、防災・減災・国土強靱化や戦略的な社会資本整備の推進を盛り込んだ。物価上昇に伴う公的制度の点検・見直しとして、公定価格の引き上げ、官公需の価格転嫁に取り組む考えを示した。

骨子案は「賃上げを起点とした成長型経済の実現」

の取り組みに▽中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画の実行▽地方創生2・0の推進▽地域の社会課題への対応▽GX・DXの推進――などを挙げた。地域の社会課題は国土形成や交通、観光、関係人口の拡大に対応していく。

骨太の方針は6月中に策定する。会場で石破首相は、「経済全体のパイを拡大する中で、力強い賃上げモメンタムを定着させ、全ての世代の現在および将来の賃金・所得が継続的に増加す

る『賃上げを起点とした成長型経済』の実現に向けた取組の方向性を明らかにしたい」と述べた。

適正企業には証明書発行

労務費・賃金の
実態把握 下請含め理解得て試行を

国土交通省は直轄工事で
試行する労務費や技能者賃

適正な労務費・賃金かどうか判断する目安
となる「目標金額」の考え方

労務費	公共工事設計労務単価から算出される 1時間当たりの労務単価（円／時間） に実労働時間（時間）を乗じた以上の 金額
賃金	使用者が技能労働者へ支払う平均賃金 が、公共工事設計労務単価相当の賃金 であること

※発注者の実態把握を通じて適正額が支払われていると
確認できた場合は「証明書」などの発行を検討
※実態把握や証明書の発行についてICT・DXを活用
し、効率的に実施できる方法・体制を構築

金を実態把握する取り組み
について、27日開いた有識
者会議で学識者や建設業関
係者の意見を聴取した。建
設業団体の代表者からは元
請や下請が試行に取り組む
メリットなどを問う声があ
った。国交省は、適正な労
務費・賃金を支払っている
と確認できた場合に「証明
書」を発行する方向で検討
していると説明。例えば元
請として、証明書を持つ下
請を施工体制に組み込むこ
とがダンピング防止や技能
者の処遇確保につながると
した。

Ⅱ1面参照

有識者会議「発注者責任
を果たすための今後の建設
生産・管理システムのあり
方に関する懇談会」の「建
設生産・管理システム部会」
（部会長・小澤一雅政策研
究大学院大学教授）で国交
省が試行内容と目指す方向
性を説明した。小澤部会長
は冒頭、「賃金まで把握する
という踏み込んだ提案だ。
このような施策が担い手確
保には必要だと共通認識を
持ち、その上で実際に動く
仕組みとするにはどうある
べきか議論したい」と呼び
掛けた。

試行に際し労務費・賃金
の「目標金額」「基準金額」
を設ける方針には、一部の
建設業団体から「元請とし
て2次以下の下請には直接
の関わりがない。（賃金の）
基準金額を下回った時に元
請の責任になると困る」と
の意見があった。下請や技
能者に対し試行への協力に
理解を得るため、どう説明
すべきか問う声もあった。

国交省は、元請が技能者
の賃金を直接確認する必要
はなく、発注者が発行する
証明書の有無を確認するだ
けで足りると説明。下請も
含めた実態把握の中間への
懸念には、現場のKY（危
険予知）活動で把握する入
退場データなどを有効活用
できるシステム構築を視野
に入れているとした。

国交省は維持管理など年
間通じ作業員が変わらない
工事や、鉄筋や型枠、足場
など作業内容が明確に分か
れる工種がある工事が実態
把握に適しているとの考え
を示す。学識者からは、試
行への協力を得るために総
合評価方式で加点するなど
のインセンティブ付与の提
案もあった。

目標金額から基準金額に
切り替える時期などは明確
にしていない。まずは現場
の実態把握を続けながら運
用方法を随時改善する。賃
金の目標金額は、確認結果
に基づき雇用条件も考慮し
る。

定期的に見直す方向。多様
な能力・技能・資格などを
持つ技能者がいることを念
頭に置いた賃金設定も検討
する。

7月に不要の金額要件変更

政府、入契法義務
付けの情報公表

政府は公共工事入札契約適正化法（入契法）施行令を改正する政令を27日に閣議決定した。公共発注者に義務付けている情報公表の金額要件を見直す。予定価格が少額の場合に選択できる「少額随意契約」の基準額が4月1日に引き上げられたことを受け、これを参考に設定している情報公表

を不要とする予定価格も引き上げる。

改正内容を7月1日に施行する。入契法では公共工事の発注見通しや入札・契約の過程・結果の内容に関して公表が義務付けられている事項がある。情報公表を不要とする予定価格は、国と都道府県・政令市で従前が250万円以下。これを少額随契の基準額と同じく400万円以下に変更する。

労務費・賃金の目標設定

現場実態 把握の試行 処遇確保、生産性向上へ誘導

国土交通省は2025年度から直轄工事で試行する労務費や技能者賃金の実態把握で、適正額の確保を促す観点から労務費・賃金の「目標金額」を設定する方針だ。発注者が労務費・賃金の支払い状況を確認する際、適正さを判断する目安として、受注者側の元請や下請にダンピング抑制や生産性向上、技能者の処遇確保を促すための動機付けにしたい考えだ。まずは受注者に任意で協力してもらう形で試行を開始。目標達成状況に応じ将来は「基準金額」として受注者に順守を求める仕組みに発展させることも視野に入れる。

Ⅱ 2面に関連記事

適正な労務費・賃金を確保した見積もり・契約が定着

し、目標金額がほぼ達成できるとなった段階で基準金額に切り替える。発注者指定型で強制力を持たせた運用に発展させる。

基準金額を打ち出す前の段階で、積算上の歩掛かり・経費が現場実態と合わないことがある現状の課題に対応する必要性も指摘。見える化したデータに基づく歩掛かり・経費の設定や見

積もりの活用で現場条件に即した多様性・汎用性ある積算方法の確立を目指す。

試行工事では受注者の元請と、技能者を雇用する下請に▽労務費▽賃金▽労働時間―の三つのデータを発注者に提出してもらい「見える化」する。

各工事で実態把握の対象工種を定めた上で、雇用主の下請は賃金台帳上の技能者の賃金総額と総労働時間を発注者に直接提出。元請は下請に支払った労務費と、試行工事で技能者が実際に働いた作業時間を把握

し提出する。これで工事単位の契約関係の中で作業時間に対し労務費が、企業単位の雇用関係の中で労働時間に対し賃金が適切に支払われているかどうか判断可能となる。

目標金額は労務費の場合、公共工事設計労務単価から算出した1時間当たり単価に現場での作業時間を乗じた金額以上とする。設計労務単価をベースとした時間給を支払えるだけの労

務費の確保を前提に、元請などが施工の工夫で生産性を向上させ作業時間を縮減することにインセンティブを持たせる。賃金は、雇用主の下請が技能者に支払う賃金総額の平均値が設計労務単価相当であることを目標に据える。

国交省はまず受注者希望型で試行工事に着手。元下双方の手間にならない効率的な実施方法に随時改善しながら協力を働き掛ける。

国交省はまず受注者希望型で試行工事に着手。元下双方の手間にならない効率的な実施方法に随時改善しながら協力を働き掛ける。